

様式第 1 号

工場等新設特例措置指定申請書

年 月 日

越生町長 様

事業所の名称

本社・本店所在地

代表者名

印

( 担当者 )

電 話

工場等新設特例措置の指定を受けたいので、越生町企業誘致条例施行規則第 2 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 工場等新設の計画概要

- ・ 工場等の名称
- ・ 工場等の所在地
- ・ 事業種目
- ・ 資本金 円
- ・ 常時雇用従業員予定数 人
- ・ 投資予算額 円
- ・ 工場等用地面積  $m^2$
- ・ 用地取得時期 年 月 日
- ・ 工場等建築延床面積  $m^2$
- ・ 工場等建築着手予定時期 年 月 日
- ・ 操業開始予定年月日 年 月 日

2 添付書類

- ( 1 ) 工場等建設用地 ( 規模 ) 建築構造物の図面 ( 平面・立面図 )
- ( 2 ) 事業計画書
- ( 3 ) 建築確認申請書の写し
- ( 4 ) 土地売買 ( 賃貸 ) 契約書の写し
- ( 5 ) 土地の登記事項証明書
- ( 6 ) 法人の登記事項証明書

様式第 2 号

指 定 書

年 月 日

様

越生町長

印

年 月 日付けで申請のあった貴工場等を越生町企業誘致条例施行規則第 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり指定する。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 事業所の名称
- 3 本社・本店の所在地
- 4 代表者名
- 5 工場等の名称
- 6 工場等の所在地
- 7 特例措置の予定年度（固定資産税特例措置年度）  
年度 ~ 年度

様式第 3 号

工場等操業開始届

年 月 日

越生町長 様

事業所の名称

本社・本店所在地

代表者名

印

( 担当者 )

電 話

工場等の操業を開始したので、越生町企業誘致条例施行規則第 2 条第 3 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 工場等の名称
- 3 工場等の所在地
- 4 操業開始年月日 年 月 日
- 5 常時雇用従業員数 人
- 6 工場敷地面積
- 7 工場建築延床面積 m<sup>2</sup>

様式第 4 号

固定資産税特例措置申請書

年 月 日

越生町長 様

事業所の名称

本社・本店所在地

代表者名 印

( 担当者 )

電 話

固定資産税の特例措置を受けたいので、越生町企業誘致条例施行規則第 2 条第 4 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 指定番号 第 号

2 工場等の名称

3 工場等の所在地

添付書類

( 1 ) 指定書の写し

様式第 5 号

固定資産税特例措置決定通知書

年 月 日

様

越生町長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度分の固定資産税については、越生町企業誘致条例施行規則第 2 条第 5 項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

固定資産税特例措置決定額 金 円

様式第 6 号

工場等新設特例措置指定内容変更届

年 月 日

越生町長 様

事業所の名称

本社・本店所在地

代表者名

印

( 担当者 )

電 話

工場等新設特例措置指定申請書の内容に変更が生じたので、越生町企業誘致条例施行規則第 3 条の規定により、届け出ます。

記

1 指定番号 第 号

2 工場等の名称

3 工場等の所在地

4 変更年月日 年 月 日

5 変更理由

6 変更内容

変更前

変更後

様式第 7 号

工場等事業休止（廃止・縮小）届

年 月 日

越生町長 様

事業所の名称

本社・本店所在地

代表者名

印

（担当者）

電 話

工場等の事業を休止（廃止・縮小）したので、越生町企業誘致条例施行規則第 3 条の規定により、届け出ます。

記

1 指定番号 第 号

2 工場等の名称

3 工場等の所在地

4 事業休止（廃止・縮小）年月日  
年 月 日

5 理由

6 内容

様式第 8 号

工場等事業承継届

年 月 日

越生町長 様

承継者 事業所の名称

本社・本店所在地

代表者名 印

(担当者)

電 話

年 月 日付け第 号で指定を受けた工場等の事業を下記のとおり承継したので、越生町企業誘致条例施行規則第 4 条の規定により、届け出ます。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 承継前の工場等の名称
- 3 工場等の所在地
- 4 承継年月日 年 月 日
- 5 承継理由
- 6 承継後の工場等の名称

添付書類

- ( 1 ) 土地・建物の登記事項証明書
- ( 2 ) 定款の写し
- ( 3 ) 法人の登記事項証明書

様式第 9 号

工場等新設特例措置指定取消通知書

年 月 日

様

越生町長

印

貴社に対して、越生町企業誘致条例施行規則第 5 条の規定により下記の工場等新設特例措置指定の取消しを通知する。

記

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 指定番号 第 号
- 3 工場等の名称
- 4 工場等の所在地
- 5 工場等新設特例措置指定の取消しの理由等

教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、越生町長に対して異議申立てをすることができます。

教示 2 処分の取り消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、越生町長を被告として、提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合は、処分の取り消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

様式第 1 0 号

固定資産税特例措置決定取消通知書

年 月 日

様

越生町長

印

貴社に対して、越生町企業誘致条例施行規則第 6 条の規定により下記の固定資産税特例措置決定の（全部・一部）を取消ししたので、固定資産税の納付を命ずる。

記

- 1 指定取消年月日（工場等新設特例措置指定取消通知日）  
年 月 日
- 2 工場等の名称
- 3 工場等の所在地
- 4 固定資産税額 円（ 年度分）
- 5 固定資産税納期限日 年 月 日
- 6 固定資産税特例措置取消理由

教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、越生町長に対して異議申立てをすることができます。

教示 2 処分の取り消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、越生町長を被告として、提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に異議申立てをした場合は、処分の取り消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。